

「2007大同生命の現状」追補版  
(特定保険契約に関する補足事項)

## （１）お客さまにご負担いただく費用について

この保険に係る費用の合計額は「保険関係費用」「運用に関する費用」の合計額となります。  
 （ただし、一定期間内の解約・減額時には別途「解約控除」がかかります。）

### [年金開始日前にご負担いただく費用]

- ・「保険関係費用」として積立金額に対して年率 2.57%/365 日が毎日控除されます。
- ・「運用に関する費用」として特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、信託報酬（年率 0.30975%（税抜 0.295%）/365 日）が毎日控除されます。  
 その他運用に関する費用として、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料、為替手数料および消費税等の税金がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定で投資する投資信託の信託財産から負担するため、投資信託の基準価額に反映することとなります。  
 したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

運用に関する費用は平成 19 年 9 月現在のもの将来変更される可能性があります。

- ・契約日から 7 年未満に解約または減額された場合、その日末の積立金額（減額の場合は減額対象となる積立金額）に契約日からの経過年数に応じた次の解約控除率を乗じた金額を、解約控除額として積立金額から控除します。

経過年数	2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上
解約控除率	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

### [年金開始日以後にご負担いただく費用]

- ・「保険関係費用」として支払年金年額に対して年率 1.0%を毎年の年金支払期日に控除します。  
 年金の種類が死亡時保証金付終身年金の場合、この費用に加えて、死亡時保証金支払のための保障に係る費用が控除されますが、その費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

これらの費用は平成 19 年 9 月現在のもの将来変更される可能性があります。

## （２）投資リスクについて

この保険の特別勘定資産は主に投資信託に投資されますが、投資信託は値動きのある株式、公社債等に投資するため、基準価額が変動し、特別勘定資産の運用実績に反映されます。

この保険は、特別勘定資産の運用実績が年金年額、災害死亡給付金、死亡給付金、積立金額、解約払戻金額などに反映されます。年金原資、災害死亡給付金および死亡給付金には最低保証がありますが、積立金額や解約払戻金額は最低保証がありませんので、**株式の価格下落（価格変動リスク）、金利上昇による公社債等の価格下落（金利変動リスク）、為替変動による外国証券の価格下落（為替変動リスク）** などにより、お受取りになる金額の合計額がお払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

外国証券への投資にあたっては原則として為替ヘッジを行います。完全にヘッジできない場合があります。

## 新企業年金保険特別勘定特約について

### 【手数料に関する事項】

新企業年金保険特別勘定特約の手数料(付加保険料)は、当社がお引受けする積立金(責任準備金)のうちこの特約部分の各口の平均残高に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの月始平均残高に、所定の率を乗じた金額の合計額となります。(詳細は下表をご覧ください。)

特別勘定特約の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)、制度管理業務に係る手数料(付加保険料)、保険料に係る特別な取扱いに関する特別を適用した場合の手数料(付加保険料)、その他各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。

これらの手数料につきましては、ご契約の内容に応じ別途申し受けます。

### 【損失が生じるおそれのある事柄】

特別勘定特約は、新企業年金保険の主契約(一般勘定)の積立金(責任準備金)の全部または一部を特別勘定で運用し、この運用実績を直接、積立金(責任準備金)に反映させる仕組みの商品です。

特別勘定の資産運用には、国内外の公社債、株式等の特別勘定の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、資産運用の成果は、その損失も含めてご契約者さまに帰属することとなります。

そのため、経済情勢や運用成果の如何により高い収益を期待できる反面、特別勘定に投入された保険料累計額を下回ることがあり、解約した場合は解約返戻金が特別勘定に投入された保険料累計額を下回る可能性があります。

## 【新企業年金保険特別勘定特約の手数料】

新企業年金保険特別勘定部分の手数料(付加保険料)は、各口の責任準備金を基準に計算します。

責任準備金	総合口 ‰	円貨建 公社債口 ‰	円貨建 株式口 ‰	外貨建 公社債口 ‰	外貨建 株式口 ‰	短期 資金口 ‰
1000万円以下の部分	6.60	4.95	7.80	8.25	9.00	0.45
1000万円超 5000万円以下の部分	5.10	3.83	6.03	6.38	6.95	0.45
5000万円超 5億円以下の部分	3.83	2.87	4.53	4.79	5.22	0.45
5億円超 10億円以下の部分	3.15	2.36	3.72	3.94	4.30	0.45
10億円超 20億円以下の部分	3.02	2.19	3.32	3.54	3.77	0.45
20億円超 30億円以下の部分	2.88	2.02	3.11	3.35	3.54	0.45
30億円超 50億円以下の部分	2.66	1.82	2.77	2.92	3.19	0.45
50億円超 100億円以下の部分	2.43	1.74	2.51	2.58	2.74	0.45
100億円超 200億円以下の部分	2.26	1.60	2.34	2.34	2.49	0.45
200億円超 300億円以下の部分	2.09	1.47	2.17	2.17	2.28	0.45
300億円超	1.95	1.38	2.03	2.03	2.11	0.45

上記には消費税は含まれておりません。

上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

【手数料に関する事項】

この保険は、お申込みいただいた保険料に保証利率に基づいて利息をつける仕組みとなっており、別途ご負担いただく手数料はございません。

【損失が生じるおそれのある事柄】

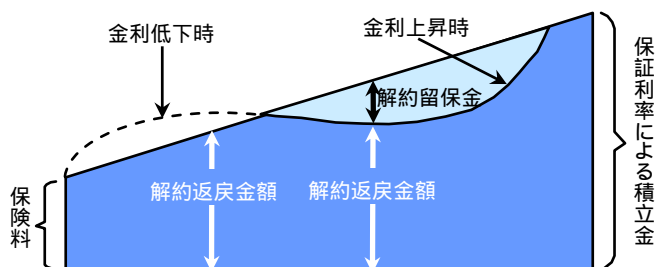
この保険契約にお申込みいただいた保険料は公社債等で運用し、解約時には当該公社債等を市場で売却します。公社債等の売却時に債券価格が下落しているとき（金利上昇時）は損失が発生するため、この損失に相当する額を解約留保金として積立金から控除してお支払いいたします。

解約留保金額がそれまでの利息相当分を上回り、結果として解約返戻金額が払込み保険料を下回ることがあります。

解約留保金額は、解約時の市場金利や保証利率適用期間の残存年数等を基準として算出します。

なお、市場金利水準等によっては解約留保金がゼロとなることがあります。

「積立金」と「解約返戻金」の関係（イメージ図）



解約留保金が控除される事由は、次のとおりです。

- (1) 運用の指図によって他の運用商品への預け替え(スイッチング)を行う場合
- (2) 分割払年金による年金をお受取になる場合
- (3) 分割払年金支払開始後において、年金に代えて一時金でお受取になる場合
- (4) この契約が解約された場合(企業型年金が終了した場合など)

解約する基本単位保険を設定した月内、または解約する基本単位保険の保証利率を保証利率適用期間満了にともなって新たに設定した月内での解約の場合は解約留保金は控除されません。

老齢・障害給付金等の給付金を(一時金、確定年金もしくは終身年金として)お支払いする場合等には解約留保金は控除されません。

【その他留意すべき不利益事項】

(契約内容の一部変更)

次の場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、約款条項の一部を変更し、または保険金、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合、変更日の2ヶ月前までに契約者にその旨を通知するものとします。

- (1) 金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合
- (2) 法および法に基づく命令の改正により特に必要と認めた場合  
当該変更が契約者に不利益と認められるときは、当社の定める期間に限り、保険料積立金相当額を解約返戻金として契約者に払い戻すものとします。

**主契約(一般勘定)について**

**【手数料に関する事項】**

主契約部分(一般勘定)の手数料(付加保険料)は、当社がお引受する積立金(責任準備金)のうち主契約部分(一般勘定)の平均残高に比例する体系としており、所定のランクごとの平均残高に所定の率を乗じた金額の合計額となります。(詳細は次ページ以降をご覧ください。)

当社が制度管理業務をお引受する場合、その種類・内容等に応じた制度管理業務に係る手数料(付加保険料)を申し受けます。(詳細は次ページ以降をご覧ください。)

**【損失が生じるおそれのある事柄(払戻等控除等について)】**

当社がお引受する主契約部分(一般勘定)に係る積立金(責任準備金)を取り崩す場合、その事由および金利状況に応じて払戻等控除を適用し、次の算式により計算した払戻等控除額(払戻調整金)を一般勘定部分の積立金から控除することがあります。この場合、適用時の金利状況によっては積立金(責任準備金)や解約返戻金がお払込保険料累計額を下回る可能性があります。

$$\text{払戻等控除額(払戻調整金)} = \text{控除適用対象額} \times \text{払戻等控除率(払戻調整率)}$$

$$\text{払戻等控除率(払戻調整率)} = (a - b) \times 5$$

a: 適用時の10年国債の利回り

= 適用日の属する月の前月8営業日前における直近発行の10年国債流通利回り

b: 過去5年の10年国債の利回り

= (適用時の10年国債利回り + 適用日の属する月の前々月を含む59月の各月最終営業日における直近発行の10年国債流通利回り) ÷ 60

ただし、0% 払戻等控除率(払戻調整率) 6.25%

払戻等控除の適用事由および控除適用対象額については、下表をご覧ください。

事由	控除適用対象額 (= A - B)	
	A	B
他の受託機関への移管 (シェア変更による移管)	他の受託機関への移管額	特別勘定より負担する額
一般勘定から特別勘定への積立金振替	特別勘定への振替額	
保険契約の解約	解約返戻金額	特別勘定特約の解約に伴い一般勘定への振替額(保険契約の解約の前2ヵ月以内の同特別勘定特約の解約に限ります。)または一般勘定の一部を解約する場合で特別勘定より負担する額
上記以外の必要額の払戻し	一般勘定より払い戻す必要額のうち、次の必要額以外の金額 ・各種手数料(付加保険料)および租税等 ・保険契約の承継にともなう必要額	特別勘定より負担する額

注) 当社の他の保険契約からこの保険契約への契約移行日と同日付で行うシェア変更により契約移行後に積立金の移管が行われる場合についても、払戻等控除の対象となります。

・控除額は、資金移動後の主契約部分(一般勘定)から控除いたします。また、解約の場合は、「最終財産額 - 払戻等控除額」を解約返戻金額とします。

・確定給付企業年金から厚生年金基金への移行により支払われる解約返戻金で、当社の厚生年金基金保険普通保険約款に定める厚生年金基金保険の保険料として払い込まれる場合は、この限りではありません。

払戻等控除(払戻調整金)や各種手数料(付加保険料)および租税等が差し引かれるため、積立金(責任準備金)や解約返戻金がお払込保険料累計額を下回ることがあります。

**【その他留意すべき不利益事項】**

(契約内容の一部変更)

次の場合には、保険料・解約返戻金・保険料積立金(責任準備金)・払戻等調整額の計算の基礎(予定利率等)を変更することがあります。

金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と(当社が)認めた場合

法令の改正により特に必要と(当社が)認めた場合

## 【主契約(一般勘定)の手数料】

この保険をお引き受けするにあたって当社が頂戴する手数料(付加保険料)は、積立金(責任準備金)の運用・管理に係る資産運用手数料と加入者管理等の制度管理業務に係る制度管理手数料です。

### 資産運用手数料

主契約部分(一般勘定)の手数料(付加保険料)は、当社がお引受する積立金(責任準備金)のうち主契約部分の元本平均残高に比例し、下表のランクごとの元本平均残高に対応する率を乗じた金額の合計額を、毎保険年度末決算時に積立金(責任準備金)から取り崩して頂戴いたします。

元本平均残高	率(%)
1,000万円以下の部分	7.00
1,000万円超 5,000万円以下の部分	5.50
5,000万円超 5億円以下の部分	3.50
5億円超 50億円以下の部分	2.00
50億円超 100億円以下の部分	1.80
100億円超 500億円以下の部分	1.60
500億円超 の部分	1.50

消費税は別途申し受けます。

### 制度管理手数料

当社がお引受する制度管理業務の種類・内容等に応じて、次の算式により計算した額となります。

$$\text{次のアからオにより計算した額の合計額} \times \frac{\text{前々年度平均全国消費者物価指数}}{\text{平成12年度平均全国消費者物価指数}}$$

当社がお引受する業務/当社引受形態	単独	幹事	総幹事	副幹事	非幹事
ア.年金数理・財政決算に関する事務				×	×
イ.給付金等支払いに関する事務				×	×
ウ.加入者管理・払込案内に関する事務				×	×
エ.保険契約の締結および被保険者の追加加入の手続き等に関する事務					×
オ.保険契約に基づく金銭の授受の手続きに関する事務					×

制度管理手数料が必要  
× 制度管理手数料が不要

### ア.年金数理・財政決算に関する事務

#### 定額部分

本則基準	400,000円
簡易基準	150,000円

#### 被保険者数比例部分

1,000人以下の部分	1人あたり	530円
1,000人超 2,000人以下の部分	1人あたり	450円
2,000人超 3,000人以下の部分	1人あたり	380円
3,000人超 5,000人以下の部分	1人あたり	240円
5,000人超 1万人以下の部分	1人あたり	110円
1万人超 3万人以下の部分	1人あたり	80円
3万人超 の部分	1人あたり	70円

被保険者数 = 加入者数 + 年金受給者数

イ. 給付金等支払いに関する事務

定額部分

本則基準	5,000 円
簡易基準	5,000 円

加入者数比例部分

1,000 人以下の部分	1 人あたり	340 円
1,000 人超 2,000 人以下の部分	1 人あたり	340 円
2,000 人超 3,000 人以下の部分	1 人あたり	340 円
3,000 人超 5,000 人以下の部分	1 人あたり	340 円
5,000 人超 1 万人以下の部分	1 人あたり	290 円
1 万人超 3 万人以下の部分	1 人あたり	200 円
3 万人超 の部分	1 人あたり	200 円

年金受給者数比例部分

1,000 人以下の部分	1 人あたり	4,200 円
1,000 人超 2,000 人以下の部分	1 人あたり	2,800 円
2,000 人超 3,000 人以下の部分	1 人あたり	2,100 円
3,000 人超 の部分	1 人あたり	1,900 円

ウ. 加入者管理・払込案内に関する事務

定額部分

本則基準	30,000 円
簡易基準	30,000 円

加入者数比例部分

1,000 人以下の部分	1 人あたり	640 円
1,000 人超 2,000 人以下の部分	1 人あたり	640 円
2,000 人超 3,000 人以下の部分	1 人あたり	640 円
3,000 人超 5,000 人以下の部分	1 人あたり	630 円
5,000 人超 1 万人以下の部分	1 人あたり	400 円
1 万人超 3 万人以下の部分	1 人あたり	310 円
3 万人超 の部分	1 人あたり	280 円

エ. 保険契約の締結および被保険者の追加加入の手続き等に関する事務

本則基準	50,000 円
簡易基準	10,000 円

オ. 保険契約に基づく金銭の授受の手続きに関する事務

定額部分

本則基準	25,000 円
簡易基準	5,000 円

受託機関数比例部分

1 受託機関あたり(*)	20,000 円
--------------	----------

(\*)信託銀行数については複数の場合であっても 1 受託機関とします。

主契約部分(一般勘定)の手数料(付加保険料)および制度管理業務に係る手数料(付加保険料)には、年金数理人業務に係る手数料、その他の各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。これらにつきましては、ご契約の内容に応じ、別途申し受けます。

## 確定給付企業年金保険特別勘定特約について

### 【手数料に関する事項】

確定給付企業年金保険特別勘定特約の手数料(付加保険料)は、当社がお引受けする積立金(責任準備金)のうちの特約部分の各口の平均残高に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの月始時価平均残高に、所定の率を乗じた金額の合計額となります。(詳細は下記をご覧ください。)

特別勘定特約の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)、制度管理業務に係る手数料(付加保険料)や、その他各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。

これらの手数料につきましては、ご契約の内容に応じ別途申し受けます。

### 【損失が生じるおそれのある事柄】

特別勘定特約は、確定給付企業年金保険の主契約(一般勘定)の積立金(責任準備金)の全部または一部を特別勘定で運用し、この運用実績を直接、積立金(責任準備金)に反映させる仕組みの商品です。

特別勘定の資産運用には、国内外の公社債、株式等の特別勘定の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、資産運用の成果は、その損失も含めてご契約者さまに帰属することとなります。

そのため、経済情勢や運用成果の如何により高い収益を期待できる反面、特別勘定に投入された保険料累計額を下回ることがあり、解約した場合は解約返戻金が特別勘定に投入された保険料累計額を下回る可能性があります。

### 【確定給付企業年金保険特別勘定特約の手数料】

確定給付企業年金保険特別勘定部分の手数料(付加保険料)は、各口の責任準備金を基準に計算します。

責任準備金	総合口 %	円貨建 公社債口 %	円貨建 株式口 %	外貨建 公社債口 %	外貨建 株式口 %	短期 資金口 %
1000万円以下の部分	7.75	5.82	9.16	9.70	10.58	0.50
1000万円超 5000万円以下の部分	6.25	4.70	7.40	7.82	8.52	0.50
5000万円超 5億円以下の部分	4.90	3.68	5.80	6.12	6.68	0.50
5億円超 10億円以下の部分	4.40	3.30	5.20	5.50	6.00	0.50
10億円超 20億円以下の部分	4.00	2.90	4.40	4.70	5.00	0.50
20億円超 30億円以下の部分	3.70	2.60	4.00	4.30	4.55	0.50
30億円超 50億円以下の部分	3.50	2.40	3.65	3.85	4.20	0.50
50億円超 100億円以下の部分	3.15	2.25	3.25	3.35	3.55	0.50
100億円超 200億円以下の部分	2.90	2.05	3.00	3.00	3.20	0.50
200億円超 300億円以下の部分	2.70	1.90	2.80	2.80	2.95	0.50
300億円超 500億円以下の部分	2.40	1.70	2.50	2.50	2.60	0.50
500億円超の部分	2.40	1.70	2.50	2.50	2.60	0.50

上記には消費税は含まれておりません。

上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

**厚生年金基金保険特別勘定第 1 特約について**

**【手数料に関する事項】**

厚生年金基金保険特別勘定第 1 特約の手数料(付加保険料)は、当社がお引受けする積立金(責任準備金)のうちこの特約部分の各口の平均残高に比例する体系としており、各口の所定のランクごとの時価平均残高(毎月 15 日現在の時価残高の年度平均値)に、所定の率を乗じた金額の合計額となります。(詳細は下記をご覧ください。)

特別勘定第 1 特約の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)、制度管理業務に係る手数料(付加保険料)や、その他各種計算サービスに係る手数料は含まれておりません。

これらの手数料につきましては、ご契約の内容に応じ別途申し受けます。

**【損失が生じるおそれのある事柄】**

特別勘定第 1 特約は、厚生年金基金保険の主契約(一般勘定)の積立金(責任準備金)の全部または一部を特別勘定で運用し、この運用実績を直接、積立金(責任準備金)に反映させる仕組みの商品です。

特別勘定の資産運用には、国内外の公社債、株式等の特別勘定の運用対象資産が有する価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、資産運用の成果は、その損失も含めてご契約者さまに帰属することとなります。

そのため、経済情勢や運用成果の如何により高い収益を期待できる反面、特別勘定に投入された保険料累計額を下回ることがあり、解約した場合は解約返戻金が特別勘定に投入された保険料累計額を下回る可能性があります。

**【厚生年金基金保険特別勘定第 1 特約の手数料】**

厚生年金基金保険特別勘定第 1 特約部分の手数料(付加保険料)は、各口の責任準備金を基準に計算します。

責任準備金	総合口 ‰	円貨建 公社債口 ‰	円貨建 株式口 ‰	外貨建 公社債口 ‰	外貨建 株式口 ‰	短期 資金口 ‰
10 億円以下の部分	4.40	3.30	5.20	5.50	6.00	0.50
10 億円超 20 億円以下の部分	4.00	2.90	4.40	4.70	5.00	0.50
20 億円超 30 億円以下の部分	3.70	2.60	4.00	4.30	4.55	0.50
30 億円超 50 億円以下の部分	3.50	2.40	3.65	3.85	4.20	0.50
50 億円超 100 億円以下の部分	3.15	2.25	3.25	3.35	3.55	0.50
100 億円超 200 億円以下の部分	2.90	2.05	3.00	3.00	3.20	0.50
200 億円超 300 億円以下の部分	2.70	1.90	2.80	2.80	2.95	0.50
300 億円超	2.40	1.70	2.50	2.50	2.60	0.50

上記には消費税は含まれておりません。

上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用等を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

以下は、新企業年金保険・確定拠出年金保険(予定利率有期保証型)・確定給付企業年金保険・厚生年金基金保険に共通の説明です。

【その他留意すべき不利益事項】

(その他契約条件の変更)

当社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額などが削減されることがあります。

(保険契約者保護の取扱)

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。

ただし、この場合にも、積立金や給付金額などが削減されることがあります。


なお、団体年金保険契約のうち特別勘定特約(第1特約を含みます。)を付加した部分については、保険業法第118条第1項に定める運用実績連動型保険契約に該当します。

特別勘定特約にかかる部分については、生命保険会社破綻時の更生手続において責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは個別の更生手続の中で確定することとなります。)

また、特別勘定特約に係る部分については、生命保険契約者保護機構の補償対象契約から除外されます。

保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

(生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)

 **大同生命保険株式会社**

本社（大阪）大阪市西区江戸堀1-2-1 〒550-0002

電話 06-6447-6111（代表）

（東京）東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話 03-3434-7373（代表）

<ホームページ> <http://www.daido-life.co.jp/>